

議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の概要

区分		内 容
招集権者		検討委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、初回の委員会は議長が招集する。 検討委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を明らかにしなければならない。
期 間		おおむね平成24年9月定例会までとする。
スケジュール及び議会運営委員会との関係		検討委員会は、おおむね平成24年9月定例会までに、長野市議会の活性化に関する当面の取り組むべき事項について議長宛てに答申するものとする。議長は、検討委員会からの答申を受けたときは、議会運営委員会に諮り、答申内容の実行の可否について協議を求める。 議会の活性化に関する条例、規則等の整備については議会運営委員会が所管する。
委員長及び副委員長		検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
会 議	定足数	検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
	委員外議員及びオブザーバー	委員が欠席する場合は、その所属会派の他の議員が委員外議員として委員会に出席することができる。この場合は、事前に委員長に連絡するものとする。 委員以外の無所属議員は、オブザーバーとして出席することができる。この場合の発言及び表決権の取扱いは、議会運営委員会の例による。
	表決	検討委員会の議事の決定は、原則として全会一致とする。
	公開及び記録	検討委員会の会議は公開とする。ただし、検討委員会の議決により秘密会とすることができる。 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。